

あいち森と緑づくり事業の見直しに関する意見、要望について

区分	市町村等	森と緑づくり委員会	その他有識者	意見・要望の整理状況
人工林整備	<ul style="list-style-type: none"> ○距離要件の緩和による対象森林の拡大 ○公道沿いはライフライン確保のために広葉樹、保安林等を対象に追加 ○広葉樹林へ転換するための広葉樹植栽メニューの追加 ○公道から200m離れた所でも間伐できる形に ○採択要件の見直し ○切り捨て間伐による林地残材がなくなるような施策を 	<ul style="list-style-type: none"> ○距離要件を緩和し、対象となる森林の区域を拡大 ○公道沿いはライフライン確保のために広葉樹、保安林等を対象に追加 ○切り捨てられた間伐材の有効活用 ○継続的な森林整備につながる取組への支援 ○広葉樹林へ転換するための広葉樹植栽メニューの追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備の対象の拡大 ○公道沿いはライフライン確保のために公有林・雑木林も対象に、また奥地林は材の搬出も対象に ○切り捨て間伐材の利用促進に力を入れるべき ○人工林以外の公道沿いの間伐や切り捨てられた間伐材の有効活用など、住民の意向を踏まえ、事業内容の柔軟な見直しを 	<ul style="list-style-type: none"> ●公道沿いの間伐について、ライフライン確保のために、現在スギ・ヒノキ人工林に限定している事業対象を全ての森林に拡大 ●伐採木の搬出を拡大 ●広葉樹や少花粉スギ等の植栽メニューを追加
里山林整備	<ul style="list-style-type: none"> ○交付金上限額の引き上げ ○公有林や都市計画区域外の広葉樹林を対象に追加 ○ハード事業と連動した活動経費助成等ソフト事業の新設 ○公有林の整備を対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○提案型事業の計画量の拡大 ○ハード事業と連動した活動経費助成等ソフト事業の新設 ○公有林を対象に追加 ○名勝地、文化財等周辺の森林整備の追加 		<ul style="list-style-type: none"> ●里山林健全化整備事業の交付金上限額を引上げ ●現在対象としていない都市計画区域外の里山林や治山事業の対象とならない保安林、早急な病虫害対策の必要な公有林を対象に追加 ●事業別の計画数量を見直し
都市緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑づくり事業・緑の街並み推進事業における補助対象面積の緩和 ○県民参加緑づくり事業における参加者人数の条件緩和 ○軌道緑化を交付対象に追加 ○既存樹林を健全化（竹林対策・ナラ枯れ対策等）する事業の追加 ○維持管理を交付対象に追加 ○生垣設置における延長条件の緩和 ○民有地緑化（空地緑化）における華やかな緑化の対策 ○公共施設緑化（屋上・壁面等）の交付金上限額の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の質を評価したうえで実施する仕組みの検討 ○軌道敷緑化は公益性・公共性の面でよい ○緑のカーテンのように一過性でない継続的な緑化が望ましい 		<ul style="list-style-type: none"> ●緑の街並み推進事業のうち生垣設置の対象規模を緩和 ●身近な緑づくり事業のうち公共施設緑化、緑の街並み推進事業のうち空地緑化の交付金上限額を見直し ●生物多様性を考慮した緑の質の高い事業を優先的採択 ●軌道敷緑化を交付対象事業に追加
環境活動等推進	<ul style="list-style-type: none"> ○団体規模に応じた交付金上限額の引上げ ○水源地などの県外活動を対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○助成枠の拡大 ○質の高い事業に充当する効果的な助成 ○環境活動の自立に向けた誘導 ○他事業と連携した取組の強化 		<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画の事業費を拡大 ●交付対象メニューを拡充 ●実施団体等に対する講習会や交流会の実施を新設
木の香る学校	<ul style="list-style-type: none"> ○机、椅子以外に対象を拡大（下駄箱、ロッカー等） ○補助単価の引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○机、椅子限らず助成対象品目の拡大 ○児童、先生への普及啓発の強化 		<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校における机、椅子以外の備品等を対象に追加（H25 対応済）
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設を幅広く支援の対象とする ○県民全体の事業として、都市部で奥三河の木材が使われる具体的な形を作る ○公共施設や公立小中学校の机・椅子以外の備品等を対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○木材の利用を拡大するため公共施設等への木材利用も事業に 	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採された木材の有効活用に繋がるように木材の搬出に対する支援 ○公共施設や木造住宅等における木材利用を推進する制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ●県産木材の活用促進に向けた地域の取組（搬出促進、利用促進）への支援を新設